

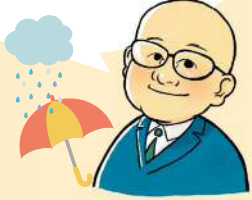
さくら通信 7月号

2023年7月
No.223

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

梅雨



毎年繁忙期が終わりますと、季節は春から梅雨へと変わっています。梅雨ははじめとして心地良いものではないのですが、適度に降らなければ降らないで水不足が心配されます。また、梅雨でしっかりと雨が降ると、夏がちゃんと暑くなるという話を聞いたことがあります。夏生まれのせいなのか、好きな季節も夏です。で、適度に暑い夏なら大歓迎です。というわけで、適度な梅雨、適度な夏になることを願いたいと思います。

(孝志洋)



ホームページの制作費用について

会社のホームページは、広告宣伝を主目的として制作されることが多く、その制作費用については全て「広告宣伝費」で処理することができる向きもあります。しかしながら、現状の法人税法上の取り扱いはもう少し複雑であり、税務調査の現場で問題となるケースも少なくありません。

具体的には、ホームページの内容が、その法人の概要紹介や商品等のPRであって、高度な機能(商品検索やオンラインショッピングなど)が組み込まれておらず、かつ、会社の各種情報や新商品のPRなどのために内容が頻繁に更新され、開設時の制作費用の支出効果が1年以上に及ばないものは、その支出時の「広告宣伝費」と考えられます。

一方、その内容が更新されずにそのホームページの使用期間が1年を超える場合には、その制作費用は「繰延資産」とされ、その使用期間に応じて均等償却することになると考えられます。

また、ホームページに高度な機能が付属しているような場合は、その制作費用の中にプログラミングの費用が含まれているものと考えられます。プログラミングにかかる費用分については無形減価償却資産の「ソフトウェア」に該当します。

高度な機能とされる例として、自社商品検索機能、オンラインショッピング機能、ログイン機能、予約システム機能、会員システム機能、ゲーム機能といった機能が挙げられます。

(大寺)



事務所研修会・懇親会開催のお知らせ!!

9月8日(金)午後 場所：ホテルクレメント徳島

4年ぶりに開催いたします。詳しくは8月上旬にお知らせいたします。
奮ってご参加お待ちしております。

医療保険には、定期型と終身型の二種類があります。

定期型医療保険

- 1年、3年、5年、10年など、一定の保障期間が決められています。
- 一定期間後、更新もしくは解約を選択。
- 70歳・80歳と区切り満期が設定されており、満期で保障終了。

メリット

更新時の状況に合わせて、保障内容を見直すことができます。

デメリット

更新時、更新前に比べて保障が小さくなったり、保険料が高くなる場合があります。

終身型医療保険

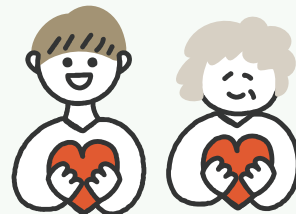
- 保障が一生継続する保険（保険料と保障内容が加入時のまま継続されます。）

メリット

若いうちに加入すれば、手頃な保険料で手厚い保障が受けられる。

デメリット

保障内容を見直す機会がありません。



医療保険の保障内容は、入院や手術をした場合、公的医療保険制度でまかなわれる高額医療費制度（一か月の治療費が一定額を超えた超過分を国が負担してくれる）対象外の自己負担費用を保障する備えがあれば良いと考えられています。

（さくらビジネス）

社会保険 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応

マスクの着用や外出自粛の要請は季節性インフルエンザと同様に、企業や個人に委ねられることになりました。

そのうえで、厚生労働省は以下を推奨しています。

- 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクを着用し高齢者等との接触は控える

家族や同居者が新型コロナウイルスに感染した場合は、感染症の発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意し、7日目までは発症する可能性があるため、マスク着用等の感染対策や周囲への配慮が必要です。



（古森）

資産税係 公正証書遺言①

公正証書遺言とは、公証役場の公証人や証人の立ち合いのもと、公正証書として遺言書を作成する方法です。公正証書遺言を作成する手順は以下のようになります。

1

財産の一覧表を作成する。

2

「誰にどれを渡すか」というおおまかな遺言内容を決める。

3

証人（相続人等は不可）2名を決めておく。

4

必要書類を準備する。

5

遺言作成日程を予約する。

6

公証役場で遺言書の作成を行う。
（遺言者の自宅や病室などでも可能）

7

遺言書の完成。（原本は公証役場、正本は遺言者、副本は遺言執行者へ）

8

費用を支払う。



（坂田）

7月の社会保険労務

■ 7月10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在>(年金事務所)
- 労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署)
- 労働保険料の納付(郵便局または銀行)
- 労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)

■ 7月18日

- 高年齢者・障害者雇用状況報告書提出(公共職業安定所)

■ 7月31日

- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月～6月分>

(労働基準監督署)

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 全国安全週間(1日～7日)

※ 勤労青少年の日(第3土曜日:15日)



7月の税務

■ 7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

■ 7月18日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

■ 7月31日

3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
4. 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■ 7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※ 税理士法施行72周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行



会計制度 税効果会計⑬ STEP4 企業分類の判断

今回は、分類3について説明します。

★ 分類3の判断指針

次の2つの要件をいずれも満たす企業は、分類3に該当します。

1. 過去3年及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。(負の値となる場合も含む)
2. 過去3年および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

分類3では、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものと判断されます。

ただし、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去3年および当期の課税所得の推移等を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジュールリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものと扱います。

将来の合理的な見積可能期間は、個々の企業の業績予測期間、業績予測能力、当該企業の置かれている経営環境等を勘案した結果、5年以内のより短い期間となる場合があります。その場合、当該期間が合理的な見積可能期間とされます。

(孝志茜)



殿様連 連長笹田清一さん!!

徳島を代表する踊り子。60回以上の海外公演に中心メンバーとして参加し、阿波踊りの国際化に貢献。お願いして「ホノルルフェスティバル」に同行。「サンセットクルーズ」では客が熱狂。ダイナミックな「暴れ踊り(あばれおどり)」はどこに行っても人気者だった。

徳島駅前「あたりや」の社長として、美味しい大判焼きを安く提供することにこころを砕いた。5月20日連員の阿波踊りで送られた。ご冥福をお祈りします。

(竹内)

★相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)

相続登記の申請を義務化することにより、所有者不明土地の発生の予防

相続登記の申請義務についてのルール

(1) 基本的なルール

相続(遺言含む)によってその不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならない。

(2) 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割によってその不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内にその内容を踏まえた登記申請が必要。

(3) 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の対象となる。

★相続人申告登記(令和6年4月1日施行)

より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組み

登記簿上の所有者について相続が開始したことで、自らがその相続人であることを登記官に申し出ることによって、相続登記の申請義務(上記(1))を履行することができる。

この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されるが、持分の割合までは登記されない(※)、全ての相続人を把握するための資料は不要。(自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出)

※相続によって権利を取得したことまでは公示されないため、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものである。

(田中)

所得が減った場合は所得税予定納税額の減額申請をご検討ください

予定納税とは、前年分の所得について確定申告をした人が、今年も前年と同額の所得があるものと仮定して、その仮定に基づいて計算した税額を7月と11月に予納しておくという制度です。予定納税額は前年の所得金額に基づいて計算されるため、所得金額が前年に比べて著しく減少するような場合には、予定納税額が実際の納税額より大きくなっています。そこでその年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

ただし、根拠書類の提出を求められる等、手間を要する場合があります。

7月の減額申請……その年6月30日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

11月の減額申請……その年10月31日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

★手続対象者※例えば次のような場合に該当する方

(1) 廃業や休業、失業をした場合

(2) 業況不振などのため、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合

(3) 次のように、本年分の所得控除額などが前年分と比較して増加する場合

1. 災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けたなどのために雑損控除を受ける場合
2. 多額の医療費を支出したため、医療費控除を新たに受ける場合や前年分よりも医療費控除額が増加する場合
3. 配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除を新たに受ける場合や、これらの控除の対象となる人が増加した場合
4. 社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の控除額が増加する場合や、一定の寄付金を支出したため寄附金控除を受ける場合

(大下)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181